

## 香川県条例第11号

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例及び香川県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例  
(香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第1条 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年香川県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(認定の要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>第1 教育及び保育の提供</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第2～第6 略</p> <p>第7 教育及び保育の内容</p> <p>(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)の認定の要件について定めるものとする。</p> <p>(認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>第1 教育及び保育の提供</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第2～第6 略</p> <p>第7 教育及び保育の内容</p> <p>(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣、<u>文部科学大臣及び厚生労働大臣</u>が定める事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び</p>

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略  
第8～第10 略

保育所保育指針(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略  
第8～第10 略

(香川県子ども・子育て支援会議条例の一部改正)

第2条 香川県子ども・子育て支援会議条例(平成25年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条第4項</u>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)を置く。</p>	<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条第4項</u>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)を置く。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。